

税務情報

国税庁 – 所得合算ルールに関する Q&A の改訂版の公表

2023 年度税制改正で創設され、2024 年度税制改正で制度の明確化等の観点からの見直しが行われた、OECD/G20 の BEPS 包摂的枠組みにおいて合意された第 2 の柱に係るグローバル・ミニマム課税のうち所得合算ルール（IIR: Income Inclusion Rule）に相当する「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」（以下、日本版 IIR）について、国税庁は、本制度の疑問点等について税務上の取扱いを取りまとめた Q&A を公表^(*) しています。

国税庁は 1 月 28 日、Q&A の改訂版（第 3 版）を公表しました。

■ [各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関する Q&A](#)

今回の改訂では、「Q15（2）自国内最低課税額に係る税に関する法令が QDMTT 会計基準及び整合性基準の要件を満たすかどうかを確認する方法」が改訂されています。

第 2 版の Q15（2）では、日本以外の国・地域における自国内最低課税額に係る税を課することとされている場合において、その自国内最低課税額に係る税に関する法令が自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準の適用要件である①QDMTT（Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）会計基準（QDMTT Accounting Standard）及び②整合性基準（Consistency Standard）を満たしているかどうかを確認する方法として、今後、これらの要件を満たした自国内最低課税額に係る税を課することとされている国・地域が自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準の対象となる国又は地域として OECD のホームページにおいて公表される予定であり、これらの要件を判定する場合の参考になること等が紹介されていました。

第 3 版の Q15（2）では、1 月 15 日に BEPS に関する OECD/G20 包摂的枠組みから Administrative Guidance^(**) が公表され、グローバル・ミニマム課税に係る国内法の規定の適格性を暫定的に確認するための迅速なプロセスのもと、包摂的枠組みが定める一定の要件を満たし、適格であると判断された各国・地域の IIR、QDMTT 及び QDMTT セーフ・ハーバーに相当する規定の名称及びその発効日が掲載されたリスト（1 月 13 日時点）^(***) が掲載されたことを踏まえ、この公表に関連する内容が反映されています。

- (*) 2023 年 12 月初版公表 (e-Tax News No.297 [「国税庁 – 所得合算ルールに係る Q&A の公表」](#) (2023 年 12 月 26 日発行))、2024 年 9 月第 2 版公表 (e-Tax News No.317 [「国税庁 – 所得合算ルールに係る Q&A の改訂版の公表」](#) (2024 年 9 月 17 日発行))
- (*) ['Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy – Administrative Guidance on the Global Anti-Base Erosion Model Rules \(Pillar Two\), Central Record of Legislation with Transitional Qualified Status'](#)
- (*) 日本版 IIR に関する情報も記載されています。このリストは今後、定期的かつ適時に更新される予定です。

2025 年度税制改正大綱 (2024 年 12 月 27 日閣議決定) において、グローバル・ミニマム課税に係る改正 (QDMTT 及び軽課税所得ルール (UTPR: Undertaxed Profit Rule) に相当する規定の創設及び日本版 IIR の改正) が提案されていますので (*), 今後、Q&A のさらなる改訂が見込まれます。

- (*) 改正案の概要は、Tax Newsletter [「2025 年度税制改正大綱」](#) (2024 年 12 月 26 日発行) にてお知らせしています。

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.